

1. 目指す姿

- 多くの市民が通勤、通学、通院、買物などに地域公共交通を利用している
- 観光客が移動手段として地域公共交通を利用している** 変更
- (現行計画：観光客などが訪れやすく、市民が他都市に行きやすい公共交通サービスが提供されている)

2 基本方針

- 自力で移動可能なすべての市民が、生活圏における通勤・通学・通院・買物を可能にする地域公共交通を整備する
- ユニバーサルデザインの視点を踏まえた地域公共交通を整備する
- 市民や観光客など、多くの人にメリットのある地域公共交通を整備する
- 交通事業者、市民・地域、行政の協働による持続可能な地域公共交通を整備する
- 効率的で低コストな地域公共交通を整備する
- 「コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ都市構造」(将来都市構造)に寄与する地域公共交通を整備する**
- 地域の活性化に寄与する地域公共交通を整備する**

3. 地域公共交通システム

地域公共交通を体系化し、それぞれの役割のなかで実施するサービスや運用の内容、利用促進・啓発事業の実施方針についての方向性を示す

(1) 地域公共交通システムの体系	幹線 (バス)	まちなみバス	のらマイカー	たかね号	タクシー 福祉有償運送	観光特化型バス
(事業主体)	交通事業者	高山市	高山市	まちづくり協議会	交通事業者等	高山市
(2) 体系化された地域公共交通網において提供するサービス	高山市街地と各支所地域や支所地域間を接続する	主に市民生活のために、高山駅やバスセンターと中心市街地の主要な施設を接続する	各地域内を運行し、生活関連施設に接続するとともに、幹線に接続する	高根地域内を運行し、生活関連施設に接続するとともに、幹線に接続する	少量の移動需要に対応し、自力では移動が困難な方などの利用に対応する	主に観光利用のために、高山駅と市街地外縁部駐車場、観光地を接続する
(3) 体系化された地域公共交通網におけるサービス水準	・主に高山市街地に立地する事業所、高校、短大、中核病院、主要商業施設や商店街に行くことが出来るように運行する ・ 各地域の拠点や観光施設に行くことが出来るように運行する	・高山駅から主要商業施設、病院などを高頻度で運行する	・通勤、通学時間帯において、幹線と接続し市街地への移動を担保する ・各地域内の診療所に接続し、通院を可能にする ・各地域内の利用頻度の高い公共施設、商業施設、 観光施設 などに接続する	・通勤、通学時間帯において、幹線と接続し市街地への移動を担保する ・高根地域内の診療所に接続し、通院を可能にする ・高根地域内の利用頻度の高い公共施設、商業施設、 観光施設 などに接続する	・幹線 (バス)、まちなみバス、のらマイカーなどで対応できない部分におけるきめ細かい移動に対応する	・高山駅と古い町並エリアをコンパクトに結び、高頻度で運行する ・古い町並エリアと飛驒の里を直接結ぶ運行を行う ・市街地外縁部の駐車場と古い町並エリアをコンパクトに結び、高頻度で運行する
(4) 地域公共交通システムの運用	・一定量の需要に応えられる車両を用いる ・距離制運賃及び各地域内定額運賃とする ・ 運転手確保に努める ・ 快適に利用できる環境を整える	・一定量の需要に応えられる車両を用いる ・定額運賃とする ・ 運転手確保に努める ・ 快適に利用できる環境を整える	・原則、幹線(バス)との重複を避ける ・支所地域から高山市街地等及び他自治体等への乗り入れは 行わない必要に応じ検討する 変更 ・地域のニーズを最大限満たせる運行形態とする ・ 地域の実情に合わせ、少量輸送への移行を検討する ・ 運転手確保に努める ・ 快適に利用できる環境を整える	・地域のニーズを最大限満たせる運行形態とする ・定額運賃とする ・運転手確保に努める ・ 快適に利用できる環境を整える	・地域のニーズを最大限満たせる運行形態とする ・適切な運賃を検討する ・ 運転手確保に努める ・ 快適に利用できる環境を整える	・一定量の需要に応えられる車両を用いる ・定額運賃とする ・運転手確保に努める ・ 快適に利用できる環境を整える

(5) 地域公共交通利用促進・啓発事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通に対する市民の理解を深め、利用者の増加につながる利用促進・啓発事業を実施する ・利用促進・啓発事業は、公共交通活性化協議会が中心となり、交通事業者、関係団体、行政が連携して取り組む ・対象者は、市民のほか、高山市を訪れる観光客などを含める
--------------------------	--

(6) 地域公共交通システムの進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗管理、計画の評価・検証及び改善については、市及び公共交通活性化協議会が中心となり実施する ・事業の実施は、各主体の役割により計画に基づき実施する <p>(交通事業者の役割) 地域公共交通の運行を担うものとして、地域公共交通の安全性とサービス水準を保障し、利便性の向上と維持に向けた努力を継続する</p> <p>(市民・地域の役割) 地域公共交通の現状を理解し、地域公共交通が持続可能となるよう、積極的な利用や地域における啓発活動などを行う</p> <p>(行政の役割) 地域公共交通の運行の一翼を担うとともに、市民・地域や交通事業者と積極的に連携し、改善に向けた企画の立案、利用促進策を実施する</p>
---------------------	---

4. 目標数値

計画の評価・検証・改善を行うための目標値を設定する。 ※目標年度及び数値については今後設定する。

- ①地域公共交通システムの利用者数 ②**のらマイカー・たかね号の地域一人あたりの年間利用回数** ③**市民満足度** (「日常的に利用できる公共交通が整っている」と感じる市民の割合)